

平成30年第2回(6月)大郷町議会定例会会議録第3号
平成30年6月8日(金)

応招議員(14名)

1番	赤間茂幸君	2番	大友三男君
3番	佐藤千加雄君	4番	熱海文義君
5番	石川壽和君	6番	若生寛君
7番	赤間滋君	8番	和賀直義君
9番	高橋重信君	10番	高橋壽一君
11番	石川秀雄君	12番	千葉勇治君
13番	吉田茂美君	14番	石川良彦君

出席議員(14名)

応招議員と同じ

欠席議員(0名)

なし

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中 学 君	教育長	鹿野 毅 君
参事	残間 俊典 君	総務課長	浅野 辰夫 君
企画財政課長	熊谷 有司 君	まちづくり推進課長	伊藤 義継 君
税務課長	武藤 弘子 君	町民課長	遠藤 努 君
保健福祉課長	千葉 伸吾 君	農政商工課長	伊藤 長治 君
地域整備課長	三浦 光 君	会計管理者	鎌田 光一 君
学校教育課長	斎藤 雅彦 君	社会教育課長	千葉 昭 君

事務局出席職員氏名

事務局長 遠藤龍太郎 次長 齋藤由美子 主事 上野亮太

議事日程第3号

平成30年6月8日(金曜日) 午後1時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案第41号 大郷町子ども・子育て会議条例の一部改正に

- 日程第 3 議案第 4 2 号 大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 4 3 号 大郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正について
- 日程第 5 議案第 4 4 号 大郷町企業立地促進特別奨励金条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 4 5 号 平成 3 0 年度大郷町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 7 閉会中の所管事務調査
-

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 4 1 号 大郷町子ども・子育て会議条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第 4 2 号 大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 4 3 号 大郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正について
- 日程第 5 議案第 4 4 号 大郷町企業立地促進特別奨励金条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 4 5 号 平成 3 0 年度大郷町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 7 閉会中の所管事務調査
-

午 後 1 時 3 0 分 開 議

議長（石川良彦君） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、8番和賀直義議員及び9番高橋重信議員を指名いたします。

日程第2 議案第41号 大郷町子ども・子育て会議条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第2、議案第41号 大郷町子ども・子育て会議条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第41号 大郷町子ども・子育て会議条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案第42号 大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第3、議案第42号 大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第42号 大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第43号 大郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 次に日程第4、議案第43号 大郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第43号 大郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第44号 大郷町企業立地促進特別奨励金条例の一部改正

について

議長（石川良彦君） 日程第5、議案第44号 大郷町企業立地促進特別奨励金条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第44号 大郷町企業立地促進特別奨励金条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第45号 平成30年度大郷町一般会計補正予算(第2号)

議長（石川良彦君） 次に日程第6、議案第45号 平成30年度大郷町一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。2番大友三男議員。

2番（大友三男君） 補正予算の11ページですね、これの住民バス管理費で、これはエアコン修理ということなのですが、これは一応住民バスの備品ということで、関連で申しわけないんですが、洗車機関係がちょっとした不注意で損害を受けたということもあるんですが、こういうエアコンを今回修理といいますか、新しく設置するのかわかりませんが、こういうものなんかでも、要するに向こうのミスで、管理者、公社のバス部門の管理の関係のミスで故障なり損害を受けた場合、町としてどうするのか。これは町の備品なはずですから、その辺と、あと物産館費の改修工事の分なのですが、1億500万円。これに関して5月22日、5月31日と2日間にわたり民間会社、お名前出しますが株式会社井ヶ田製茶、喜久水庵が初めてテナントとして物産館内に売り場ブースを設けるということで、物産館改修工事計画、改修費用1億5,000万円の算出根拠の

説明があったんですけれども、どのような改修工事になっているのか、どのような仕上がりになるのか、この説明の中ではちょっと資料不足で、設計図もなかったですし、そういうある程度積算するに当たっては根拠というものはあるはずなので、それを示すようなものがこの時点では提示されずにといいますか、一応大ざっぱな部分の資料というのは出てきたみたいだったんですが、私たちが審議するにはちょっと足りないということで、いろいろ役場のほうも考えて、先ほど来ちょっと詳しい工程表なり、足らなかった部分ですね、工程表なりさらに積算根拠となるもの、まあ、まだ入札前なので金額そのものは入れられないということは私も承知しております。その中で、以前と比べるとかなり詳しい説明書といいますか、積算根拠になるようなものが出てきています。さらにこの日程表、工程表というんですか、この間示されなかった工程表もある程度示されたということになっているんですけれども、ちょっと私が物足りないというか、精査するに当たってまだもうちょっと資料が足りないんじゃないかというのは、設計図ですよ、立体的な。この間示されたのは平面的な部分だけで、そういう平面的なものだけで、形が見えないというんですか、どのようになるのかという形が見えないというんですかね、そういうものがありまして、できましたらとにかく、大分10月に開業するというものが先行してしまっていて、なかなかそこまでいくまでの計画性がちょっと感じられなかったんですよ。金額が金額なんですよね、1億円という金額なんですけど、そういう中でやはりしっかりとした精査ができる資料、この間と比べるとある程度精査できるだけの資料といいますか、それは出していただきました。さらにこれにプラスアルファとしまして、やはりこの工程表を見るとこれから設計業務に入ることになっているようなんですが、これを見ますとね、やはり今の段階ではまだ出ていないのかと。本来ならばある程度、正確とは言わないまでもある程度の立体的なものは設計屋じゃなくても役場内でもそういうものは大体の部分でも出せたんじゃないかという気がします。ですから、やはりそういうもの、設計図が出るまでの間にこれは何日間かかるでしょうから、そういうものを示していただきたいと思うんです。姿が見えないんです、どうなるのかというのが。いろいろ御説明はありましたが、御説明だけだとなかなか照らし合わせるものがないんですよ。これはあくまでもこういう工事をやります、こういう工事をやりますというのはあるんですが、やはり設計図と照らし合わせながらこれを見ないと、精査というか、私たちもやっぱり精査する責任があるわけですから。そ

ういうものを早急に出していただきたいと思います。

さらに入札ですね、これもちょっとこの間、おとといでしたか、6日の議会の中でも担当課の答弁として、役場は立ち合いますという話があったんですが、これは1億5,000万円もの税金を投入するわけですよ。

議長（石川良彦君） 1億500万円。

2番（大友三男君） 1億500万円ですね、すみません。そうしますと、決して小さいお金じゃないんですよ。ですから、やっぱり行政としてちょっと立ち会いだけでは余りにも無責任ではないかと私は思うんです。幾ら地域振興公社にお任せするとはいいながらも、建物はあくまでも役場の所有物なわけであって、ひいて言えば町民の財産なわけですよ。そういう中で、やっぱりもっと入札に介入できるようにしてはどうかと。要するに各担当課とか、やはり業者の選考委員何なりになっていただいて、できれば町長なんかも入っていただきたいんですが、そういう中でしっかりした監視体制を整えるべきではないかと私なんは考えているんです。だから、やっぱりこれをどうするのか。

2011年、これはある元議員さんから私が聞いた話なので、正確かどうか私は今回ちょっと調べていなかったんですが、2011年、震災の年でしたかね、あそこの改修といいますか、震災の関係のやつで5,000万円、それで2013年、社長が2年やって、その後かわって違う社長になってから3,000万円、役場から震災の関係の物産館の改修工事とか、その後のリニューアル工事の関係で合計で8,000万円ぐらい公社に入ったよということをお聞きした経緯があるんです。これ、私もちょっと申しわけないんですがしっかり調べていないので、はっきりした数字はわからないんですがね。そういう中で、入札環境を余りにも公社に任せていいのかとこのがあるんですよ。なぜかという、8年間で4人も社長がかわっているんです。現在の社長で5人目なんです。それで、例えばこの8,000万円を投入した効果というのが全く見られていないんですよ。公社、あそこの建物をどう使ったのかわかりませんが、8,000万円ものお金をあそこに投入して、その効果というのがほとんど見られていないんです。公社の特別委員会というのものもあるんですが、それでいろんな決算報告なりなんかも調べさせていただいていますが、今回も決算書が出てきていますが、ほとんど効果というのが見られていない状況にあるわけなんですよ。だからそういう中で、果たして公社だけを信用して1億500万円もの事業費をぼこんと入れてしまっているのかと私は不思議に思うんです。もっとやっぱり慎重に考えてこの税金を使うべきだと思うんです。

それと、今まで何度も民間参入させます、させますと前執行部時代からも言われてきていたんですが、いろんな事情があつて、全く実行といえますか、実現されませんでした。その中で今回私としてもぜひともこの事業を成功させていただきたいんです、私の本心としては。だけれども、これをしっかり「ああ、いいですよ」と認めるまでの材料というのが少ないんじゃないかと。やはりこれは、本当に大変引き合いに出して申しわけないんですけれども、ガーデン事業とか高崎団地造成事業とか、結果ですよ、結果。過程はどうあれ、結果的に成功したと評価されるまでには至っていないと私は思うんです。ですから、やっぱり失敗というのは許されないと思うんです、今回のこの事業というのは。それゆえにやっぱり慎重にしっかりとやはり議会のほうにも示していただいて、これは執行部だけの責任ではないんですよ。やはり我々議会の責任というのも必ずついてくるわけです、可決すれば。ですから、我々議会としても、我々という申しわけないですが、私、議員としてもやはりしっかり精査して、この事業は本当に成功するようにやはり私らもしっかり精査していかないといけないと思うんですが、その件に関して答弁お願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） まず住民バスの施設の設備改修工事の件でございますが、それにつきましては平成14年に設置しておりましたエアコンの改修工事ということでございまして、経年劣化によりましての今回更新ということになってございます。それで、今回工事を更新した後につきましては、しっかりと管理をしていただくように町からも公社に働きかけをしたいと思っております。

万が一ということでございますが、そのケースバイケースもございまして。エアコンですので室内機と室外機とあるわけでございますが、ちゃんとしっかりとした対応をとるように話をしたいと思っております。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） お答えします。

今回の見積もりの関係、そして平面図等の関係、合わせまして全体を示すような立面図ということでの御質問を頂戴してございます。さらにそれを早急にといったお話でございますので、こちらのほうでお示しできるような立面図等々、イメージの段階とかいろいろあるかと思っておりますが、それについては事務局としても詰めてまいりたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

また、入札等についてですが、立会だけというお話ですが、実務的には入札に対する事務体制とか入札の委員のあり方とか、そういったものについても事務指導してまいりたいということで考えてございます。いずれにしましても農政商工課だけではなく、企画財政課、あるいは地域整備課とか、共同しながらその辺の入札指導についてはしっかりと当たっていきたいと考えてございます。

また、今後の事業の成功の部分について、しっかりと慎重に対応すべきだという御質問でございますが、この点については過去の例も踏まえまして、なぜそれが生かされてこなかったのか。それもきちんと公社側、あるいは共同いただく井ヶ田製茶様とも三者共同しながら進めていきたいということで、週1回、2回、必ずミーティングをしながら進めている状況でございます。いずれ必要な情報なり必要な進捗状況については町民各位、あるいは議員の皆様にもお示ししながら慎重に進めてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） 最初の住民バスのエアコン関係のやつで、最終的な答弁とはなっていないと思うんですが。向こうの責任で壊れた場合、その責任をどうするんですかというのを聞いているんですが、それにもう一回答弁をお願いしますね。

あと入札の関係なんですが、やはり公社にお任せしてしまうとどの業者を使うのかも全くわからないんですよ。1億500万円の税金を、それでいいのかという話になるんですよ。私らの議会のほうでも公社の特別委員会というのがありますから、今後この事業を進めていくに当たって、これで可決されて進めていきますよとなったときでも、やはり私らは私ら、議会側として今度特別委員会でしっかりと監視していくつもりなんですけれども、もちろん責任がありますから監視します。けれども監視するとは言いながらも、何かというところの公社、民間会社ですよと逃げてしまう、言葉は悪いですけどね、そういうのが今まであったんですよ。だからやっぱりこういうものをもうちょっとしっかりと、どの業者を選考するのか、先ほど来言っていますが選考委員に誰かは入らなければいけないんじゃないですかということなんです。行政側の責任として。ただ丸投げ状態では私だめだと思いますよ。1億円ですよ、1億円。ついこの間まで1億3,000万円の無駄が発生するどうのこうのと私言ってきているわけですよ。さらに今までどんな審議をしてきたんだとまで私言っているんですよ。今度は私が審議する側なんです。こうい

う状況の中で、このような1億円ものお金、税金の入札にただ立ち会いだけとか、何かあったら指導しますだけでは、これはちょっと私としては納得できないです。だからやっぱりこの点をもうちょっと公社と話し合いをして、やはり審議委員の一人でも町のほうから、企画でもいいですよ、農政商工課の課長でもいいですよ、まちづくりの課長でもいいですよ。これ3つ、あと地域整備課ですかね、この4つの課の誰でもいいですよ。1人ぐらいはやっぱり入らなければいけないんじゃないですか。私はそう思いますよ。町長というと、町長は余りにも権限が強いからなかなかそこは難しいとは思いますが、やはりそういう対策というものも、今までこうだったから、いや今までの慣例も何もないからこれはできませんでは済まないですよ、本当に。幾ら事業を、極端に言えば後からこれは失敗したという評価になっているんですか。それも公社でやった事業ですよ。高崎団地は違いますけどね。だからそういうものもしっかりとやはり腹に据えて考えていかないと、本当に失敗できないんですよ、この事業。失敗しては困るんです、私も。ぜひこれは成功してもらいたいんです。もう一度答弁をお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） 先ほどの件、住民バスの事務所の件で答弁させていただきます。あの事務所につきましても、指定管理者であります地域振興公社のほうに委託してございまして、万が一地域振興公社の非において故障等が出てきた場合につきましては、指定管理者であります地域振興公社での対応ということになるものでございます。（「要するに書類の処分というとあれなんだけど、始末書なり顛末書なりもやっぱりきちんとやらなきゃいけないのではないですか。ただ費用面だけの損害がどうのこうのだけではなくて。そういうものも必要だと思いますよ、対応として。町の財産ですからね。」の声あり）

議長（石川良彦君） 続けて。

企画財政課長（熊谷有司君） それにつきましてもしっかりと町として対応してまいりたいと、もしそういう事故等がありましたら、対応させていただきたいと思えます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。参事ですか。残間参事。

参事（残間俊典君） では、お答えいたします。

入札契約関係についてということでお答えしたいと思います。平成29年度の予算の中で、町のほうで社会福祉施設整備事業補助金を国の補助金を経由した形で保育所の建設ということで執行した事例がございまして。

その際に、県のほうで入札執行に係る執行基準というものを示してごさ
いまして、当該市町村、所在市町村の入札契約に関する手続に準じて行
ってくださいよということで、公平性なり透明性を確保した中でやっ
てくださいということで、そのような形でやっていただきました。

今回、特定財源は入らない中ですがけれども、町の一般財源の中で補助
金が出ますと。補助金での事業をしていただく、内容的にはハード事業
ですよということでございますので、同様に去年の事例を参考にさせて
いただきまして、入札契約に係る執行基準を示しまして、それに倣った
形で入札なり契約手続を進めていただくという方向で検討したいと思っ
てございます。

その際には、先ほども企画財政課長のお話がありましたように、例え
ば入札の際には、その法人の役職員も立ち会いをしますが、町からも立
ち会いを求めなさいということもございます。それから入札契約の書類
関係の報告も、入札後なり契約前に必要な書類については全て町に提出
させるという形で、事務処理については町の実際の契約手続に準じた形
でやっていただくという形で進めたいというふうに考えてございます。

それから入札の方法なんですが、今回総額で1億円ですが、工事の内
容的には1本の契約にはならないんじゃないかなと思ってございますけ
れども、町でいいますと5,000万円以上ですと一般競争入札になります。
去年の保育所の建設の際も、建設業界誌に掲載していただいて募集をか
けて、その中での契約、入札ということで進めていただきましたので、
今回も同様の手続をとっていただくような形の場合と、5,000万円以下
の部分の工事については町の指名競争入札に準じた形での執行という形
で指導をしていきたいと思っております。以上です。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） 行政側の理屈というか、町の理屈はわからないではない
んです。わからないではないんですが、やはり幾ら町に権限があるとはい
っても、公社にお任せする以上はある一定のところまでしか入れない
わけじゃないですか、要するに。それでは甘いんじゃないですかと私は
言っているんですよ、だから。だから町として、確かにいろんな条項、
要綱なりの関係で、入札の関係でね、いろんな決まりはありますよ。だ
から町として、今後なおさらのことですよ、これから公社でいろんな入
札をやらないわけではないと思うんですよ、町から補助金を出したり何
かして。だから今後も考えた場合、やはり町がしっかりその入札にも
参加できるような体制というものをとっていけないんですかということ

なんですよ、今回を機にして。要するに。そんなの町の条項、要綱、極端な話条例だったら条例でやれるわけじゃないですか。議会が賛成すればいいんですから。だから今回からそういう考えはないんですかということなんですよ、要するに。だって極端な話をすれば、今度私らは全くそれにタッチできないわけじゃないですか、議会として。事後報告だけですよ、必ず。特別委員会にしても事後報告だけですよ。何かあってもそのまま進んじゃうわけじゃないですか。だからやっぱりそののところがしっかりと考えてくださいということなんですよ。

今までの公社のあり方が、はっきり言いますよ、言葉は悪いですけど。ずさんなようなところがあつたから私言っているんですよ。現実問題、私も公社に勤めていたわけですから。何でこんなお金、こういう動きをするのというのが、中身まではわかりませんがね。そういうものを感じているわけですよ。中にいる人間って皆感じていますからね、それ。だからそこがあるから、町として、税金ですからしっかりとそこを監理・監視、監理・監視ですよ、要するに。監視だけではないですよ、監理もできるようにできないんですかという話になってくるわけです。だからやっぱりそこをクリアすれば、皆さんそれなりに考えてくれるんじゃないですか。人のあれだから私余り人のあれは言えないですけど、だからそこなんです。もうこれで3回目なのでこれ以上質問できないので。そういう方向性というものは考えられないんですかと、今回からそういうものを入れることはできないんですか。もう一度答弁をお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。残間参事。

参事（残間俊典君） お答えいたします。

公社に限らず、補助事業というのは各種町のほうでやっている補助事業がございます。相手が法人という形で、国のなり県の補助金を流してそのままやっている事業も多数ございます。その中であって、今回指定管理者である公社の部分についてだけ、実際は町で執行しなさいという形のことだと思ふんですけれども、実際、今回補助金で流す以上、町でする場合に町で予算化してやればいいんですけれども、今回はその辺を補助金の形でやりたいということで考えてございますので、先ほど言いましたように基準がございますので、基準に基づきましてしっかりとその辺については指導なり助言、監理のほうも含みまして、担当のほうで責任を持って公社に今回の執行をしていただくよう監理していきたいと思ふので、御理解いただきたいと思ふます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。6番若生 寛議員。

6 番（若生 寛君） 今の物産館関係なんです、この間の公社の改革プランの説明のときにおいても、建物なり中身を改革するんだと、その一端だという話だったんです。それで、建物を今回1億500万円をかけて改修するということなんです、それと合わせてやはり駐車場の問題も必ず出てくると思うんです。この間お聞きしましたら、民間活力を導入して駐車場の整備を考えるという話なんです、やはりこれは急がなくてはならないんじゃないかなと思うわけでございます。駐車場の整備、时期的にいつごろを考えているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

あと物産館ですか、あの建物、調理なり何なりをする建物ですね、現在下屋といいますか、前に自動販売機がありまして、結構通路みたいな形になっているわけなんです、あの辺の利用方法も今回の改修と合わせて何とか考えていかななくてはならないのではないかなと思っているわけなんです、その辺の考え方がないのか、もしありましたらその辺のところをちょっとお聞きしたいと思います。

あと教育費についてちょっとお聞きしたいと思います。教育費の8節報償費で、認定こども園運営法人選定委員会委員謝金とあります。選定委員、人数と、どういう方がこの委員になっているのか、その辺をお知らせいただきたいと思います。

それから幼稚園費、委託料343万円、臨時職員派遣業務とあります。これはどういう内容なのか、その辺お願いしたいと思います。

あと社会教育費の施設管理費、工事請負費81万6,000円、これは町民体育館のこの間の説明ですと何か女子トイレの改修という話なんです、以前から床が大分傷んでいるという話をしておったわけなんです、床の改修の計画はないのか、どのように考えているのか、その辺をお聞きしたいと思います。以上、お願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。駐車場は、課長でいいですか。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） お答えします。

駐車場の関係につきましては、過般全協でも町長が申し上げたとおり、整備する必要があるといった認識でございます。いつまでかといった部分につきましては、リニューアルオープンに間に合わせるように何とか事務を急いでいる状況でございます。

次に物産館あるいは開発センターの下屋部分についての活用でございますが、この部分についても、要するに周辺事業とかについて再度検討する必要があるということの認識はございますので、後ほど全体事業と

合わせましてその辺の活用についてお示しできるかと思っております。
以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君） それではお答えします。

認定こども園の選考委員の人数につきましては、7人を予定しております。メンバーにつきましては、現在、今後要綱をつくってメンバーを最終的に決めたいと思うんですが、今想定しているのが、主任児童員が2名、民生委員が1名、子ども・子育て会議の会長、代表もしています乳幼児総合教育施設の施設長、教育長、あと事務担当の町民課長と学校教育課長、合計7名を今のところ想定しているところでございます。

次に幼稚園費の委託の部分の業務派遣の件でございます。認定こども園の推進につきまして、今、9月中旬までの業者の選考とか、今事務手続を進めているわけなんですけど、当初、事務スタッフの充実を図る意味で幼稚園から1名の先生に4月に教育委員会のほうに来ていただいて、事務の作業を予定していたところなんですけど、その臨時の先生の担保ができないということで今に至ってございます。その間につきましては、町のホームページとかハローワークとか、あと知り合いの方々にお声がけをいただいて、臨時の先生の募集を図っているところなんですけど、なかなかめどがつかない。ただ、今後9月以降については認定こども園の事業も多く、本格的な実務作業もふえてきますので、それに向けて派遣業者のほうにお声がけをする中で人材の確保を図っていければなということで、今回臨時職員の派遣業務として予算を計上させていただいたところでございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。社会教育課長。

社会教育課長（千葉 昭君） お答えいたします。

町民体育館につきましては、施設そのものの老朽化が進んでおりまして、安全管理上、最低限必要な部分のみを改修していく考えでございます。フロアそのものの改修となりますと、かなりの大きな金額を要すると思われるものですから、最低限必要なものという考えでございます。以上です。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6番（若生 寛君） 道の駅の駐車場についてはオープンに間に合わせるという話ですので、どうか早い時期にやっていただきまして、駐車場が足りなくてお客さんに御不便をかけるということがないように、ぜひお願いしたいと思います。

あと今回井ヶ田製茶に応援をいただいて、道の駅公社もそれに入ると思うんですが、いろんな改革といいますか、進めているわけなんです、契約が3年ということでございます。もう3年過ぎたら井ヶ田製茶は撤退といいますか、離れていくわけなんですけれども、お話を聞いていますと余りにも井ヶ田製茶に頼り過ぎなんじゃないかと、何から何まで頼り過ぎなのではないのかなと思うわけなんです。3年経って、3年で成果が出るものなのか。ぜひ出してほしいんですが、やはり自分たちでも努力しなくてはならないのではないのかなと思うわけなんです、その辺の、自分たちでもこういうところを頑張っているんだよというのが私には見えない気がするんですね。井ヶ田製茶と一緒にあって、やっぱり自分たちもこう努力するような跡が見えないので、その辺どう考えているのかお聞きしたいと思います。

それから町民体育館なんです、古いからなかなか改修を一気にできないという話なんです、安全を考えた場合、そういうことを言ってもらえないんじゃないのかなと。古いなら古いなりにもっと考え方を改めて、思い切って全部直すなり、あるいはまた別な建物を考えるとか、そういうことが必要かと思うんですが、その辺の考えはどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） お答えします。

井ヶ田製茶との3年契約でございますが、まず3年間の目標というのが店づくり、商品づくり、そして人材づくりといったことでございます。この3年についてきちっと井ヶ田製茶様のほうから条件として提示されているのが、議員御質問の社員を上げた、あるいは社を上げた努力する姿であるということですので、さらに町側としてもその辺の指導徹底はしてまいりたいと思っております。

いずれにしましても、3年以降については新たなプランの中で進めていきたいというのが担当課としての考えでございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。町長。

町長（田中 学君） ただいままで皆さんの御意見を拝聴しておりましたが、そもそもこの道の駅の今回の事業になぜここまでやらなければならないのかという基本理念については、既に議会の皆さんにもお示しをしており、本町は今少子化、人口減少、高齢化、さまざまな諸課題にどう向かっていくかという考え方の一つとして若者定住促進事業、これを再テーマにしよう。これを克服しなければ、将来の大郷町の未来はな

いと。これをいかにしてクリアするかということが、今回この道の駅を交流拠点として、都会からおいでになる、また地域の住民、若い夫婦、若い子供たち、そういう方々が我が町にも、小さなところではございますが、いろんな思いが集積されていて、それなりの自分たちの満足感というものが感じられるような、そんな拠点をつくらなければだめだというのが、我々役場内、またこれに参加する井ヶ田の担当並びに社長も、この際自分たちもよその町に来てどうのこうのするつもりはなかったんですが、大郷町の思いが大変大きいものが感じられたので、我々も仙台市民として今まで大郷町のお客さんも結構お茶の井ヶ田としてのつながりもあると、それならばひとつ我々のできる範囲で協力するからと言われたので、ここもあそこもという、関係者は手をここまでかけようということが積み重なって1億500万円ほどになったわけではありますが、私は本来ならば思い切って、あるいはぶっ壊して、もっと別な形で拠点整備をするぐらいの新たな発想……。

議長（石川良彦君） 町長、議案に沿って、質問に沿った内容で。

町長（田中 学君） はい。それぐらい本来ならばやりたかったんですが、今の物産館をリニューアルして、町の賑わいをつくる拠点にするというのが目的ですから、それにいかにして商売をしていくかということになりますと、また新しい能力が必要になってまいります。ですから、今その能力が地元だけにはないから、仙台の井ヶ田にお願いをします。3年間でいろいろなことを学んでいく、それで地元の女性もチームをつくって頑張っていこうという機運が出てきたんですから、ここはやっぱり我々も後ろ盾をしていかなければならないなど、こういうことです。今生きている我々が、次の世代に何を残していかなければいけないのかということも議論していただきたいなと思います。

確かに1億500万円という大金でありますけれども、それ以上にやらなければならない、今申し上げた内容を含んでいるということでもありますから、どのようにそれを14人の議員の皆さんと我々120人の職員が、そしてまた町民が何をやらなければならないのかということが、今このぐらいのインパクトのある事業は大郷町でやったことはございません。ですから、議論していただいて結構ですから、これは町民の声でもありますから、よろしくどうぞお願いを申し上げて、我々のやろうとするその考えにどうか共鳴をしていただくことをお願いしたいと思っております。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。社会教育課長。

社会教育課長（千葉 昭君） お答えいたします。

町民体育館につきましては、今後も定期的に点検を行いながら、最低限の安全の担保がなされるようやってまいりたいと思います。議員のおっしゃるとおり、今後大幅な改修や解体も視野に入れながら、今後の検討を行ってまいりたいと思います。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6番（若生 寛君） 私は井ヶ田製茶と一緒にやってることを否定しているわけでは決してございません。その辺はおわかりいただきたいと思います。それで、私が言いたいのは、余りにもやっぱり井ヶ田、井ヶ田と言い過ぎて、3年過ぎて4年目になったら井ヶ田がいなくなったらどたんといかないように気をつけろよとそういうことを言っているわけなので、その辺のところの考えも改めてお聞かせいただければと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） それは私も最初から公社の社長並びに専務にも一番最初にそのことを申し上げました。井ヶ田のいろんなノウハウを盗み取って勉強して、井ヶ田がいなくなっても何ら自分たちの能力で仕事をやっていけるようにしなければならぬから、これの専従職員をつけると、社長みずからこれに采配することも大事なんですけれども、社長がいなくても井ヶ田と渡り合える能力のある人材をつけろということを指示しました。そのようにしていきたいということでございますので、早速この案件を御可決いただきましたら、そういう人材にも手をかけてまいりたいということを考えていることを申し上げて、全て我々井ヶ田にしっかりおんぶにだっこではないということを御理解いただきたいと思います。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。ないですか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） きょうあたり公社からも本町に来ていただいたかなというところで関心を持って今裏を見たんですが、残念だなと思っております。

まず歳入の件で、9ページの地方交付税の震災復興特別交付税についてちょっとお聞きしておきたいんですが、この交付税については今回どういう活用をするのかなということで見ているんですが、何か今から質問する内容にはこれは入っていないようなんですが、ちょっとまず入り口で確認させてほしいんですが、この震災復興特別交付税というのは、これまでは黒川行政事務組合の焼却炉を建設する際にかかなりの金額の負担が自治体にあったわけですが、これから全額そっちに回っていったということの確認をお願いしたいと思うんですが、その辺について、いわゆる焼却炉の建設の財源について、自治体の負担がこっちからもなさっ

ているのかどうかをまずお聞きしておきたいと思います。

それから同じくですが、10ページの繰入金に、今回1億760万円ほど公共施設整備基金の繰り入れということで、ほとんどは今回の公社の改良、改修工事に回るのかなと思っているんですが、この金額を出したことによって最終的にこの基金の残金が幾らになるのかお聞きしたいと思います。

また、若干関連するんですが、町長にお叱りを受けるかもわかりませんが、町長は選挙公約の中でいわゆる財政の健全化ということで力説されておったんですが、今回の18ページのいわゆる地方債の状況を見ますと、前年対比に比べて今年度の現在高の見込み額を見ますと1,100万円ほどふえているわけですね。そういう点では今回の財源の公共施設基金の繰り入れも含めた、どちらかというとも財源が枯渇する方向に走っている感じを受けるわけですが、このことについて若干矛盾するのではないかなという思いがするんですが、町長の見解をお聞きしておきたいと思います。

続きまして歳出の11ページ、まちづくりのコーディネーター業務、これからのまちづくり計画が、いずれ委託するんだと思うんですが、委託するに当たって町側としてもいわゆる骨太となる方針、これはどういう考えを持っておられるのか。ただコーディネーターに任せっきりでまちづくりがされるのでは、余りにもまた内容の乏しい実態とかけ離れた姿になるのでは困るので、ぜひこの骨太の方針などをお聞かせいただきたい。また、議会のほうにもさらにどういう考えで今回のこのまちづくりというのを考えているのか、その辺についても御提出いただければと思っています。

それから11ページの同じので、防災無線用のJアラート機器の更新工事ということで歳出にあるわけですが、私はこの事業を聞いていて、本当に核兵器で日本が攻撃された場合に、この事業が、町長に私お聞きしたいんですが、これで国民の命が守られると思いますか。あの核兵器が瞬時の間に飛んでくるやつを。これでどのように知らせてどうするのか、本当に陰に隠れて救われるものなのか、その辺の認識をどう御理解しているのか。この予算を提案する執行部の代表者として町民の命を本当に守ることが可能かどうか、お聞きしておきたいと思います。

それから12ページ、環境衛生費についてお聞きしたいんですが、ここに4款3目で汚染廃棄物の試験焼却運搬業務ということで、それから汚染廃棄物の運搬支障木等伐採業務と、これは全額私はやはり汚染廃棄物

ということで、全額国から来るものかなと思って先ほどの交付税も見たんですが、25万1,000円は国から来ると、それから35万4,000円は一般財源ということとなっているんですが、多分これはこの伐採業務が一般会計から出したのかなという感じを受けるんですが、これちょっと性格上は本来汚染されなければこういう業務も発生しないので、当然震災復興か何かから、今回のこういう関係なら国からもらっているのかなと思うんですが、この辺の考え方をお聞きしたいと。

それから先日の説明で、運搬業務の追加について、何か計量機器の変更だという話だったんですが、何がこの計量機器の変更なのか、この内容ですね、そのことについてお聞きしておきたいと思います。

それから合わせて、よく町長にお聞きしているんですが、なかなか進まないようですが、400ベクレル以下の汚染廃棄物、これは堆肥化とかあるいは土に還元するというので、住民との話し合いを今後詰めていくということですが、いまだにこの説明会があったという話を聞いていないのですが、私だけが聞かないのか、どのような進捗になっているのか。やはり行政事務組合の吉田に400ベクレル以上のものを焼却で運ぶという条件の中で、400ベクレル以下は地元で処理しますという約束があったわけですから、その辺がどう進んでいるのかお聞きしておきたいと思います。

また、利府町から大郷町に来て、いわゆる牧場を持って運営している方、この方にも汚染された牧草があるということを知っているんですが、これは本当に町で管理しているのかどうか。実は私大森のほうに行ってきたんですが、新幹線のガード下にかんりの量の黒い、番号が振られた汚染廃棄物ではないかなと思われるものがあつたんですが、まさかそのような放棄、投げておくような状況はないと思うんですが、大郷町としては。そういう上村の施設以外にも点在するのかどうか、それがするとなればどういう管理をしているのか、お聞きしておきたいと思います。

それから同じく12ページで、農業費の補助金ということでみやぎの水田農業改革支援事業補助金、297万2,000円見ているわけですが、この金額の内容について、これはどういう機械を導入するのか。またそのことによって、対象団体にもですが、そのことによって期待される成果はどのように判断して今回の機械導入、機械導入だと思うんですが、補助されているのか、確認しておきたいと思います。

それから物産館の改修、この12ページですね、1億500万円。この件について少しお聞きしたいと思います。

まず一つは、これは10月オープンということがまず前段にあると。そのために先日の企画財政課長からも、10月オープンするために急ぐので、本来は公共施設であるので公共の事業ということで粛々とやるのが普通ではあるが、急ぐ性格上そういう手順を踏んでいたのでは10月のオープンに間に合わなくなるから、公社のほうにいわゆる補助金を流すような形で公社が入札をし、町でやるような手間暇を極力省いて進めるという説明だったと私なりに理解しているのですが、もしそこに問題があれば訂正しながら答弁を求めるわけですが、私、今回三者での事業は協定を結んで進めているということですが、特にこの急ぐというのが、井ヶ田製茶のほうから出されたのかなど。町、公社だけなら、当然町、公社は当初の計画、当初予算なりを組んで粛々とやるのが、いわゆる計画性のある事業執行を求められている町であり公社であるんですが、あえてそれをそういうルールから若干逸脱した中で進めるというのは、3年という井ヶ田との契約があるようですが、やはり3年間、1年でも1日でも早く、そういうことで井ヶ田のノウハウを学ぼうというところから急ぐという言葉が出たと思うんですが、私はこういう手法が許されると、今後本来町が粛々と進めなくてはならない公共事業も、民間という言葉の中で本来チェックすべきところがチェックされずに進んでしまうのではないかという懸念を感じるわけですが、そのことについてはどのように執行部として考えておられるのか、お聞きしておきたいと思います。

私は井ヶ田製茶の役員なり意気込みなり、全然ほとんど議会には、もちろん議会には何もないんですが、ただ書類を見せられてきれいな図面を見せられて、やる気がある、やる気があるとされてますが、全然役員の人声も全然耳にしていなくて、そういう中で何を信用したらいいのかわかりませんが、協定書が多分あるんでしょうが、その協定書も議会には示されていませんよね、協定書。何をどうして進めるのか、その協定書さえも議会に示さないで、三者ですばらしい3年間の中でやっていくといいながらも、全然見えないということです。そういう点では、ぜひ今回この議会を通じて出してほしいと思います。

また、今回設計書を見ましても、やっぱり数名の方から出ているんですが、飲食コーナー、一番何だかんだいってこれまでは赤字部門ということで、飲食コーナーが大分公社の経営の足を引っ張っていたという状況があるわけですが、それにつけても人の出入りするところの一番奥、陰ですね、陰のほうに追いやられた感じがします。私はそういう点では、もう少し議会の理解も欲しいのなら現地で説明をして、せめて図面だけ

の説明ではなく、現地でもここにこういうものをつくってここは明るくして、ここは奥のほうだが、しかしこうやって出入りがあるから人は頻繁に入ってくるとか、そういう説明がないままに、ただ図面を大きくして見せるってば大きくするだけで、そこには何ら優しさのない内容で説明があるわけですが、いわゆる今回の補助金交付申請の中で事業計画書なり収支予算書、これは補助事業でやるということですから、当然のことながら今回予算を提案するということは事業計画書なり、報告書ではないですからね、事業計画書はこれは当初の計画を出すわけですから。あるいは収支計画書、私収支予算書を見ましたが、この収支予算では、先日、あるいは企画財政課の菅野補佐ですか、株式会社おおさと地域振興公社経営改善計画、これで平成32年度にはフードコート型変更で赤字脱却になると書かれているけれども、何が何だかわからないですね。いわゆるそういう中で、もう少し事業計画はこうだと、収支予算はこうやるよと、平成30年、平成31年と、そういうもう少し具体的な数字を列記する中で、納得をもらえるような予算を説明すべきだと思うんです。それがないと。

それからちょっと耳の痛い話になるんですが、何だかんだいってもやっぱり町からの債務残高が7,500万円ですよ。これは1億5,000万円のいわゆるガーデン事業をやって、結果的に誰がやめよう、誰がどうしようも公社がこれをいまだに引きずっているわけですよ。この解決策も全然示していないまま、また1億500万円民間がやる、これがどうだ、これは再度厚くやりたかったと、夢と希望はわかるんですが、1段目の夢と希望で、ことごとく公社が裏についたために資金の融資も全然めどがつかなかったということで頓挫したあの計画を見た場合に、7,500万円の負債がいまだにあるわけですからね、町に返さなくてはならない金。知らない人もいるかと思うんですが、いわゆるこの事業をやめたことによって国からもらっていた7,500万円、これを本来は公社が町に返して町が国に返すのが建前だったんですが、公社が金のやりくりがつかないということで、しからば公社にかわって町が国に7,500万円立て替えて返しておきますよと。ですから今度は公社が町に返してくださいということで、いつ見ても決算書は未済額ということで7,500万円が残っているわけですね。こういうことの解決策も、今回のいわゆるこの事業で赤字を解消していくんだという意気込みだと思うんですが、そのことの説明は全然さておいて、前向きな形でやれということですが、町長自身も前向きな形でやっぱりやるためにも、その辺については触れながらやはり

理解を深めていくということが私は必要ではないのかなと思うんですね。町長から答弁をもらいたいんですが。

それで、私10月オープンも、早いほどいいと思うんですがね、ただ、こういう内容がわからない中で果たして10月にオープンする、もしかしたらここでは10月と語っておりますが、11月にあるいは入るかもしれないと。そうすると、11月、12月となってくると今度は本当に農産物も少なくなってくる、あえて急いだ成果が見えてこないと。それよりもじっくりと、さっき大友議員からも出ましたが、この事業について魅力もあります。そういう点ではもっともっとじっくり考えながら、せめて1月オープンとかそういう形で、あえて10月オープンして何もわからない中でがたがた進めて、あら、こんなはずではなかったといわれるような状況になるよりも、私はもう少し時間をかけて対応すべきかなと思うんですが、そういう中で私たち、三、四年前ですか、3年計画ですからそろそろですが、まち・ひと・しごと創生事業ですか、これがあったわけですね。この事業で、これがもし幾らかでもやれるのであれば、全額町から補助金を持っていかなくてもこの事業からも対応できるかなと。まち・ひと・しごとづくりということで、本当に大きな合致する内容に私はつながるのかなと思うのですが、この事業については無理があるのかどうか。計画変更については不可能なのかどうか、お聞きしておきたいと思えます。

3月の補正で、急ぐんだ、急ぐんだということでいわゆる大まかな設計業務ということで359万7,000円の補正予算をつけたんですが、幾らか、大体1億500万円かかるという数字は出てきたんですが、それにつけてもこの3月の補正で組んだ金額を使うのが9月半ばごろまでかかるということで、本当に迫られて急いでやっているのかと思いきや、一方ではそういういまだに進んでいない、金の消化もされていない事業もあると。そういう点で、もう少し何か、どなたさんからも出ましたが、余りにも井ヶ田製茶に頼り切っているのではないかと私は思うんです。それで、女性、女性といっていますが、本当にこの地元の女性の組織を立ち上げるというのは、どの程度女性の組織が今結成されているのか、それをお聞きしたいと思えます。確かに女性、子供、若い力、期待したいです。しかし地元の女性の声は高くするけれども、その実態が我々に示されておりませんので、この場所で、こういうことで今組織されていると、若い年齢層から多くの方々がまちづくりに参画したいということであるという、その意欲を示す裏づけとしてどういうメンバーが今そこに入って

いるのか、ぜひお示し願いたいと思います。

この補助事業の実施要綱ですが、補助金というのは普通大体国から幾らもらっても5割ぐらいが補助金の、我々いろいろ補助事業を手掛けてきましたが、助言ですが、多分今回は100%補助事業だと思うんですね。それだけに厳しい見方、チェック、それがないと肝心なところは手をつけられなくて補助金の申請だけ100%と出てくると、大変な町のチェックのいわゆる欠ける問題が出てくると思うんです。そういう点で、その辺はどのようにして後の問題が生じないような対応をするのか、まだ先ほど入札についていろいろ出ましたが、どうもすっきりしない話ですね。これまで何回もこの入札については問題があって、そして検討するという約束をしていますが、多分今でも九十数%の入札率になっているのかなと、最近見ておりませんが、そういう状況の中で、本当にこれがどうなのか。大体、入札事業でも分母もわからないんだからね、分母。補助金で1億500万円出していますが、この事業幾らかかるかわかりませんので、我々は分母がわからない中で最終的にどのように落札、落札というか事業がもっていくかわからないんですよ。そういう点で、もう分母を最初から上げていけば落札率が安かったということにもなるんですが、その辺の数字をちゃんと掴む必要があると、私はあえて確認をお願いしたいと思います。

それから次に、認定こども園の問題についてお聞きしたいんですが、今回運営委員ということで、いわゆる法人を決める委員が7人ということでしたが、7人の中で第三者的に入ってくるのが主任児童員2人、それから民生委員1人、子供会会長、保護者の今にでもお願いしたいという本当に実態を代弁するような方が何か一人も入っていないような、もしここに入っても黙って執行部が言われたのを承認するぐらいのメンバーになってしまうのではないかなという心配をしているんですが、その際どの辺までこの要綱を示して、委員会として、この構成メンバーとして議論を深めることができるのか。

私はその辺についてかなり疑問に思うんです。今回示されたこの町の認定こども園の移行方針についてよく読んでみますと、これもさっきの民間先ありきではないんですが、運営形態について、冒頭から「認定こども園は民間事業者による運営」とぼっと決めているんですね。なぜここに至ったのか、時間がかかるとか、あるいは覚書でその約束の担保がとれるとか、何も担保もとることないんです、最初から公私、公営、民営、公私だね、公私でやれば。そういうやり方を、あえて民間を優先す

るあまり、教育長が心配するような町としての教育、保育に係る方針、あるいは意見を反映できる手法、ぎりぎりにとっていくということですが、当初から公私認定こども園にすれば問題ないはずなんですよ。その辺について、もっとすっきりした答弁を求めたいと思います。私はいわゆる覚書なり、あるいは……。

議長（石川良彦君） 私語は慎んでください。

12番（千葉勇治君） あるいは覚書とか契約書についてはどれぐらいの力があるのか。それがいわゆる契約3年、5年なり10年なり何十年あるのか、1年ごとになってくると、一、二年はその契約が正しく守られたとしても、相手は民間ですから、そういう点ですと担保される補償があるんですかと。そういう問題があると思うんですよ。ですから、例えば9月までに法人を決めなくてはならないといいますが、その間にせめて議会全員とか、あるいは教育民生常任委員会とか、そういう方々にどういう案で今回民間と契約していくのか、その辺の案は示してもいいのではないかと。それね、この選定委員会に7人でかけるという、教育長とか課長とかが入った7人中でどの程度意見を言いますか、普通。議会に示すべきですよ、これは。契約、調印する前に。ぜひそうお願いしたいと思うんですが、答弁いただきたいと思います。なぜ一体この公を外すのか、どうも私は納得できない。保護者の意見も本当にどのように聞いているのか、今回の委員会で保護者の意見を網羅できるような体制になっているのか。その辺、どうなっているんですか。

それで、いっそメリットとばかり言っていますが、いわゆる私立だけにおけるデメリットもあるはずですよ。そういうことも聞かせる、出さなければいけないと思うんですよ。公、公私によってデメリット、メリットがあるはずですから。その辺についてどうして一気に、ことしの春先まで公私の認定になっていて、我々も「ああ、町が関与できるんだからいいな」ということを思っていたところで、きょうの説明で「公私はやめました、それでも覚書がもらえますから大丈夫です」なんて、そんな寝言で町民に説明しても、「はい、わかりました」という町民は少ないと思うんです。わからないからあるいは町を信用してなるかもわかりませんが、私は不安でならないと思うんですよ。ぜひそういう点でもっとすっきりした、はっきりした姿勢をこの予算から答弁をもらいたいと思います。

それから、最後になりますが町民体育館の床について、かなりの歳出になるのでということがありました。また最低限の必要なものというこ

とで、運動するのに床がでこぼこで最低限と何すか、んで。我々は常任委員会で見に行ったんですよ。床がこういうのですから、最低限を超えているんですよ。ですから、屋根、雨が漏るよりも床を直すのが最低限の対応なんです。トイレとか何とかよりもね。そこに私たちは意見として常任委員会で出しているんです。子供たちの安全、本当にあの体育館を有効に今後使うのであれば、建てる金がないのであればせめて床だけでも直してほしいと。それを最低限って、スポーツするところであんた床がぐにゃぐにゃっていついてるところに何が最低限だと。そういうことで、早急な床の改修を求めながら、まず1回目の質問を終わりたいと思います。答弁よろしくをお願いします。

議長（石川良彦君）　ここで、10分間休憩といたします。

午後 14時47分　休憩

午後 14時57分　開議

議長（石川良彦君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁願います。まず初めに企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君）　まず震災特別交付税についてでございますが、昨年度まで3カ年にわたりまして黒川行政事務組合の施設の焼却炉の改修工事に該当しておったわけですが、その負担金の95%が震災特別交付税と入ってございます。

そのほか、汚染稲わらの保管場所の維持管理ということで、梱包のし直しとかですね、それがカラス等で傷んだものを再度補修したりということでの経費がございました。そのほか、固定資産税の特例減免ということがございまして、その部分の町での減免分が震災特交ということで入ってきたものでございます。

続きまして、公共施設整備基金の基金残高でございますが、平成30年度末の残高見込みでございますが、5億9,600万円の見込みでございます。以上でございます。

議長（石川良彦君）　町長、地方債の。答弁願います。町長。

町長（田中 学君）　地方債の関係についての御質問なんです。本来ならば私はやりたくないんですが、やらなければならない、そういう計画が乗っているこの公営住宅、これも1億6,200万円ほど計上されてございます。こういうものを本来ならば定住促進、あの場所でもいいのか、いろいろ本当は原点から見直したいんですが、もう既にやることになっているものですからしょうがない、そういう状況の中でこの地方債が1,100万円ほど前年度より伸びていると、こういうことであります。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。町民課長ですか。町長の分でまとめていきますか。

町長（田中 学君） それではお答えします。

まず11ページのまちづくりコーディネーターの件なのですが、この件につきましても、どうしても中央との政治経済にかかわるいろんな情報が瞬時にほしいという我々の考えでございますので、今後のまちづくりに中央の動きなども大変大事でございますので、その辺に対応できる方をコーディネーターとして関東圏に置くことによって、本町の農作物の販売推進にもお願いしていくと、こういうこととなります。

それから防災無線、Jアラートの件につきましても、これは単なる本町の防災無線からの無線を活用した情報を提供するというだけしかないというふうに私は思っておりますけれども、北朝鮮でミサイルを撃ったと、その情報を町民に知らせる、町民がそれを聞いて屋根のあるところに隠れるなり、そんなことぐらいしか対策としてはないのではないかと、今の状況でございますので、もう少し政府にもしっかりした対策を講じていただきたいということをお願いする以外ないということとなります。

議長（石川良彦君） 町長、あと汚染廃棄物の焼却の説明会がまだないというんだけど、町長に聞きたいというんだけど。（「400ベクレル以下の」の声あり）

町長（田中 学君） ごめんなさい。その件についてもまだ……農政課長に、では。

それから公社の負債の関係について、実は先日の株主総会でも申し上げました、町からの債務をどういう形で返済していくのか、きょうは株主とそれから事業を監査している監査役からの説明を私が求めました。監査員としての考え方を今後どうすると、この町の負債についてということをお願いしたら、これは今の公社の状態ではなかなか返済ということは無理だと、無理だから何らかの方法を町のほうで考えていただきたいというのが本音だと、こういうことでした。それは私の一存でどうにもならないわけですから、いずれそのうち時間をかけて、議会とも相談して何らかの方法を考えなければという段階でございます。以上です。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。町民課長。

町民課長（遠藤 努君） 汚染廃棄物の収集運搬についてですが、当初平ボディとか、普通のダンプに稲わらをほぐして積んで、シートをかぶせ

てということでの予算の計上でしたが、それではだめだということで、ホッパー車で運ぶということで、そのホッパー車のほうも計量機がついたやつで、幾ら、何キロまで積んだかわかるようにということで、1トン以下で積み込みをして運ぶための方法に変えましたので、その分の増額ということになりました。パッカー車です、すみません。パッカー車です、ホッパーではございません、すみません、失礼しました。（「何でかと思った・・・」の声あり）それから国の補助金が2分の1で25万1,000円、それから今回震災特別交付税のほうで25万1,000円あります。残りの分、10万円ちょっとの部分につきましては、支障木の撤去ということでございますが、こちらにつきましては補助事業に該当しないため、直接あと後ほど東京電力のほうに請求する予定であります。以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） お答えします。

400ベクレル以下の汚染牧草の関係でございますが、ようやく利府町の出作の農家ともすき込みについて了解をとりつけた段階でございます。これが5月下旬でございます。説明会につきましては、了解をとりつけましたので6月中ということで考えてございます。

また、汚染牧草の管理については、町管理分ということで薬研沢がでございます。あと入作分については個別農家のほうで管理されていると。管理がずさんにならないように、フレコンに入れまして飛散しないような処置を利府町、あと大郷町と共同しながらその作業を進めた部分がございます。以上でございます。

あといろいろ御質問をいただきまして、協定書の関係がございました。公社と井ヶ田製茶様と町の三者協定でございますが、こちらにつきましては既に全協でその内容をずばりお示ししているところでございます。ただ、協定そのものは……（「もらてないぞ」の声あり）協定書そのものについては写しといった形ではなくて、協定とその協定の意味合いということでの説明を全協でさせてもらっております。協定書そのものについてはまちづくり推進課で保管してございますので、協議しまして、必要に応じて提出していきたいと考えてございます。

次に、今回の物産館の改修について、現地での説明等を伴う必要があるのではないかとといった御質問がございましたけれども、財政とか地域整備課とかと協議しまして、あと関係書類が整いましたら現地案内できるような体制を構築していきたいと考えてございます。

次に、10月のオープンというのは井ヶ田主導ではないかといった御質

問の向きの話でしたが、決してそうではなくて、一般論ではやはり行楽のシーズンの10月、3月、4月というのが一番オープンするにもリニューアルするにもよろしいというようなことをごさいます。さらに秋ですと農産物の集積も図れるということと、あともう一つは公社の改革をなるべく早い段階で進めていきたいといった三つの理由がございまして、10月のリニューアルオープンということで考えてございいます。

あとすみません、話が前後しまして、12ページの農業振興費の中の補助金、交付金の関係でございいますが、みやぎの水田農業改革支援事業、これの受け入れ農家はどこですかといった御質問がございました。内容としましては、レーザーのレベラーということで、これはみどりあーと山崎になります。あと大豆の色選機と合わせまして温風暖房機、これがJAあさひなでございいます。

効果につきましては、先ほどレーザーレベラーということでお話し申し上げましたが、これは圃場の均平整地を図るもので、作業効率の向上とか作物の品位向上を図れるといった内容でございいます。また、あさひなで色選と暖房機の部分がございいますが、これは関係組合の農家支援といった位置づけでございいます。

私のほうからは以上でございいます。「公社の」「女性プロジェクト」の声あり）はい、ちょっとお待ちください。ちょっと女性プロジェクトの構成について、ちょっとお待ちください。既に公社改革プランの中で、7ページですけれども、7ページの中に女性プロジェクトチームということで掲載してございいます。道の駅活性化、新ブランド開発といった位置づけの中で、公社を主催にしまして、ごらんの関係会社、あるいは関係団体が加わりましての18名ということでございいます。あらゆる年齢層、20代から60代までといった内容でございいます。女性プロジェクトにつきましては以上でございいます。

議長（石川良彦君） あと一つ、まち・ひと・しごと創生事業でも補助対象にならないかというんだけど。そちらはまちづくり推進課。あともう一つ、公社の改善計画というか、計画が出ていたんだけど、その収支計画がもう少し具体的にというか、それを……まちづくり推進課でいいですか。企画財政課ですか。まず最初、まちづくり推進課からね。

答弁願います。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（伊藤義継君） 今回の公社の事業に関して、まち・ひと・しごと総合戦略に掲げた場合の財源等の確保についてお答えさせていただきたいと思ひます。

今回の事業を総合戦略にのせた場合ですけれども、その場合は国が行っております地方創生の交付金、拠点整備の交付金になるかと思いますが、そちらに該当になる場合がございます。それは今年度に関して既に申請は終了しておりますが、それに関して計上することは可能かと思えます。以上です。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） 振興公社の事業計画の件でございますが、あれにつきましては振興公社から出てきたものでございまして、町としてはあの部分しか手持ちとしてはございません。

議長（石川良彦君） あとはどこだ、補助要綱というか、「参事」の声あり）参事でいいですか。あと入札の分母の話も出ていたんですが、いいですか。

答弁願います。残間参事。

参事（残間俊典君） 今回の補助事業の関係ですが、基本的には100%ということでございます。ただ、実施設計がこれからですので、実際発注する際にはその実施設計に基づきまして発注するという形になるかと思えます。

それからチェック体制の関係なんですが、先ほど申し上げました補助事業の執行基準、県で民間事業者に補助事業を行わせる場合の執行基準になりますが、これに倣った形で町のほうでも今回執行したいと。例えば、一部御紹介しますと、指名通知を行う前に入札参加業者を届け出なければならぬと。その際に選定等について事業者に対し指導することもできるよというような内容とかというのが含まれておりますので、その中で十分チェックしながら執行したいと考えてございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君） お答えします。

まず認定こども園の選定委員会7名のうちで4名の方が民間の方ということで予定しておるわけなんです、その中で議論ができるのかという質問でございます。

今回の選考に当たりましては、書類審査と法人の面接等を予定しているわけなんです、基準的なものを設けて事前に打ち合わせ等も図っていきながら、今回子ども・子育て会議の代表の施設長も一応メンバーの中に予定してございますが、その子ども・子育て会議の中でも法人選定の部分の保護者の部分も入っておりますので、そういう部分を含めながら、御意見を伺いながら選考を決めていきたいと思っております。

あともう一つは、公私連携の部分が取れたという部分に対して、覚書等で担保できるのかということでございます。公私連携法人の選定につきましては、当初の町の考え方としては、町が一定の部分を認定こども園の運営に対して担保できるという部分で、認定こども園法34条の中に公私連携、幼保連携型認定こども園というスタイルで考えさせていただきました。その手法については運営法人と公私連携の協定を結んでやるということでございます。その分を、一応覚書になるか、協定という形になるかは別としても、運営法人と書類で取り交わす中で、前の議会のお話にもあるとおり、事前に中身につきましては議会にお示ししながら、前にも教育長からも答弁しているとおおり、教育の質を落とさない形でその中身について事務局、法人と詰めさせてもらいながら、あと議会にもお示しして、そのような体制にしていきたいと思っています。

それで覚書の期間なんですけど、ほかの事案を見ますと、単年度ではなくて5年間とか6年間とか、複数の部分で設定している状況があるようでございます。

あと民間ありきではないかという御指摘でございますが、認定こども園の設置主体につきましては、幼保連携認定こども園については国、市町村、社会福祉法人、学校法人の4団体が運営の主体になることができるということでございますので、今保育園については民間、幼稚園については公設公営ということでやっています。そういう部分で、今後民間のいろんなアイデア等、いろんなノウハウ、それプラス教育の質を落とさない部分、あとトータル的な財政の部分も考慮した形で、今後民営の事業展開がいいのではないかとということで、検討して今後進めさせていただきたいと思っています。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。社会教育課長。

社会教育課長（千葉 昭君） 町民体育館の床につきまして答弁させていただきます。

現在の体育館につきましては、確かに完璧な床とは申し上げられないということは認識をしております。完成から43年を経過した施設でもありまして、年相応の床ではないかと考えております。公式な試合には使用しておりませんし、最低限の安全は図られていると考えており、練習での使用のみにしておりますので、先ほども若生議員からも御指摘がありました解体ということも一つの選択肢といたしまして、今後の利用状況や財政的な優先順位なども踏まえながら検討を加えてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（石川良彦君） 以上でよろしいですね。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 簡単に決めます。

では、まず震災復興特別交付税、はっきり言って95%は焼却炉という話だったんですが、入ってきたやつ95%ということで、焼却炉については自治体負担がなく、全額復興特別交付税で対応したということではないんですよね。違いますか。その辺ちょっと、95%というのはちょっと後からまとめて。そのうちの95%という意味だったのが、100%の中で5%が稲わら、95%がそっちにそっくり行ったということで私理解したんですが、回答ください。

それから町長もいわゆる先ほどの地方債の増額になった理由として、町営住宅の、分譲ですか、分譲住宅の問題だということだったんですが、あえて一言いうならば、私も賛成したんですが、町長が提案された案だったんでね。最終的には町長の提案ですから、その辺については余り言わないでください。

それからこのまちづくりのいわゆるコーディネーターの、町のいわゆる地方との情報が瞬時に必要だと、掴むということで、関東に派遣するということですが、そうすると大郷から1人職員を誰か派遣するということが理解していいんですか。もしその方が町内に在住となれば、名前があるならば、今から選定するんですか。もう既にあればお聞きしてもいいのかなと思うんですが、お願いしたいと思います。

それから防災無線、アラートについては町長の見解もわかりましたので、いいです。

それから汚染物質の運搬の際に、最初に出る段階でいわゆるベクレルの数値をはかるということがあったわけですが、このことについては計量器など持っているのか、あるいは簡易なもので計るのか、その辺の取り組みについて、前の質問では対応するということだったので、もちろん行政事務組合でも各自治体でまず車につける前に測定するということがあったので、そのことについてどのような対応を考えておられるのか。私はこの計量器というのはそのことだったのかと思ったんですが、違うようなので、それでお聞きしたいと思います。

それから民間の汚染廃棄物については個人が管理しているということでございましたが、実は私どうも危ないなと思って、大森のほうの新幹線沿いに上村に向かって走りました。そうしたところ、結構あるんですね、黒い、何て言うんですか、袋さ入って、フレコン。あれね、多分町でチェックしていないのではないかと思います。何個ぐらいあるかわか

りますか。個人に任せるのはいいですが、最終的には町も責任を持ってどこにどういう状況になっているかということを確認しておく必要があるんですよ。それ、どうなっているかわかりますか、写真も撮ってきたんですが。その辺説明をお願いしたいと思います。

それから物産館については、1億500万円のいわゆる補助金が、これは上限ですから、あるいはこれをオーバーすれば公社の持ち出しになるのかわかりませんが、どうなるんですか、その場合は。

そして1億506万4,000円のこの金額につきまして、工事会社だって人を使っていわゆる賃金を払って対応しているわけですから、当然のことながら前金とか、あるいは何が出てくると思うんですが、そうした場合に、補助金の交付要綱から見た場合に、初めて補助金というのは実施が完成して出すというのが、町のこの補助金の実施要綱を見ていると出ているわけですが、そうした場合に、金のない公社が少しでも立替えるような余力はないと思うんですが、それでも当然補助事業、補助実施要綱に基づいた対応をしていくということで理解していいんですね。その辺の金のない公社がどのように対応するのか、若干不安なところがありましたので、その辺の対策をどう考えているのかお聞きしたいと思います。

それから井ヶ田さんの役員の方々の声、姿が見えないと、ペーパーだけの姿だが、どうなっているんだということの質問に対して、見えた、はっきりした答えがなかったんですが、その辺についてやっぱり議会などとも、あるいは町当局とは大分詰めていると思うんですが、その辺、本当に井ヶ田のノウハウがかなり魅力的なものということで理解して、公社も町も三者で進めていくということでございますが、私たちはそこに安心していいんですね。その確約たるものをちゃんととっているんですね。事業計画なり収支計画なり。その辺について、私はまず補助事業に手を挙げた団体の一人として、構成メンバーとして一緒になって、その内容をやる前にこういう絵を描きたいと、数字の絵、事業計画の絵、これを出すべきだと思うんですが、議会に提出をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それから債務残高については、監査委員からちょっと公社の力では無理だろうと、町にお願いしてはどうかということの話があったと、町長もそれをにこやかに聞いて、いずれ議会に相談する時期も来るということでございますが、議会にどのような形でそれを相談する思いなのか、合わせて今回の公社の問題が、問題というか、公社の今後のことを議論

されているわけですから、もし思いが今あれば、一言お願いしたいと思います。

それからまち・ひと・しごと、今まちづくり推進課長の答弁をお聞きしていますと、これは財源確保については該当になることもあると。ただ、平成30年度は既に事業がスタートしているので、もしあるとなれば平成31年度になるのかな、もう1年ぐらいあるのか、そういうことだろうと思うんですが、そうすると今、この間の平成29年の10月でしたか、平成28年度の事業報告を見ていますと、結構計画してもゼロの事業があるんですね。そうした場合に、こういう人寄せ、町長がすごく熱を振るって、いわゆる若者対策、子供対策、女性対策、この場合にこの事業に十分に私は該当すると思うんですが、慌てないで何とか慎重にこの事業を進めてもらえないのかなということをあえて思いましたので、もう一度このまち・ひと・しごとの活用について、あるいは何らかの形で今の計画の中でこれに少し滑り込みをさせることはできないのか、その辺について、ひとつまちづくり推進課長から可能性をぜひ説明いただければなと思います。

それから認定こども園について、公の施設なんですが、これは建物については無償譲渡も考えていると。私も確かに15年だか18年だかになるので減価償却については、まあ、でも減価償却終わっていないと思うんですがね、建物ですから。ただ、果たして無償譲渡も今回のこの改革プランの中では考えているようですが、ちょっとこれは問題ではないかと。逆に無償譲渡することによって、町からは責任が回避されるということもあるんでしょうが、しかし幼子や子供たちが暮らす施設の中で民間に丸投げした場合に、施設ですよ、もしその辺の民間の力によって、財的な力によって建物が痛んで、子供がかわいそうな状況になった場合に、ちょっとそれはまた問題が出てくるのではないかと。ですから、委託料の中でやりくりする中で、無償譲渡はしないで建物は町の責任で対応するとか、ブーイングが出てくるような声もありますが、耳もちょっと感じますが、その辺について、無償譲渡はちょっと考えるべきではないかと思うんですが、あえて無償譲渡もあり得るといって、この計画の中に出した趣旨を説明願いたいと思います。

それから認定こども園をやる法人を決めるに当たっての構成メンバー、7人は聞けば聞くほどどうも町長の言うとおりに「はい、はい」というようなスタッフが多過ぎるのではないかと。そういう点で、もっと広くこの何人かは、構成メンバーを7人に限らず10人ぐらいにしてもね、多

くして広く聞くのもいいのではないかと思うんですが、考え方をお聞きしたいと思います。

それから、学校教育課長にお聞きしたんですがなかなか答弁がなかったんですが、いつも同じパターンなんです、なぜごく先日まで公私認定の保育園だったのが、一気に公私を取ったのか。その辺、覚書でもできる、契約書でもできるではなく、なぜ取ったのか。ずばり、例えば事業を早く進めるためにはそれが支障を来すとか、何々に障害があるとか、このほうが返って子供たちにとってずっといいとか、町の財源だけではなくその財源のほかに何かプラスになるもの、もっと胸を張った答弁をしてほしいんですが、その辺が見えないと。最終的には契約で、確約でカバーできるからだけで、なぜそこを取ったのか。基本的には公の立場からまるっきり離れるわけですから。そこをただ契約で済むから、契約でそれで大丈夫だからというだけでは、それをつけることによって何か進めていくのに、平成32年4月オープンに影響するのかどうか。どうなんですか、そここのところ。平成32年のオープンに「公」をつけることによって支障が生じるからなのか、関係なく財源的なこと今回取ったのか、その辺についてお聞きしたいと思います。以上です。

議長（石川良彦君） まず答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） 震災特別交付税について答弁させていただきます。

先ほどお話ししましたが、95%といたしますのが、黒川行政負担金のうちの95%が震災特別交付税として入ってきたものでございます。ですのでそのほかの事業、いわゆる汚染稲わらの保管等につきましては別途ということになってございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（伊藤義継君） 2点お答えさせていただきます。

最初にまちづくりコーディネーター業務についてでございます。こちら、業務内容につきましては先ほど町長が答弁したとおりではございませんけれども、町の職員を中央に派遣するといったものではございませんで、首都圏在住の方に対して、専門的な知識を持ち、経験豊かな方に対して業務を委託するというものでございます。

2点目、まち・ひと・しごと総合戦略に関してですが、これに伴う財源として可能なものが地方創生関係の交付金ということになり、先ほど申し上げたとおり平成30年度の当初の事業申請は既に締め切られているものでございます。今後、追加の募集があるかは不明でございますが、

仮にその募集があった場合で申請し、それが認められたという場合は、その認められた決定後にしか事業着手はできないということになります。以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。町民課長。

町民課長（遠藤 努君） 線量につきましては、道路を保護してパッカー車に積む前に部分的にとりまして、それを計測器で測定しまして、線量をはかって搬入。それからパッカー車に積み終わった後、前後左右の空中線量を測定して、そのデータも一緒に提出する形になります。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） お答えします。

400ベクレル以下の汚染牧草の入作分の戸数ですけれども、こちらについては今手持ちの資料はありませんが、戸数は把握してございます。フレコンに入れている戸数は把握してございます。さらにその管理については、第一義的には震災当初から利府町で行っておりました。

御質問にある今後の指導について、利府町と共有しながら必要な指導はしてまいりたいと考えてございます。

次に、物産館改修に伴う補助金の関係でございしますが、財源をどのようにといった趣旨の御質問かと思いますが、これは概算払いとかで対応してまいりたいと考えてございます。

あと井ヶ田製茶様の役員とのコンセンサスをどのように図っているのかといった御質問ですが、公社改革プランが役員と話し合った形ということで、練り上げている内容だということで御理解をいただきたいと思えます。主には井ヶ田製茶様の今野会長と商品開発の部長と、その二者からいろいろ話とか相談とか協議とかを持ち掛けられ、あのような改革プランの形になったということでございます。

私からは以上でございます。

議長（石川良彦君） オーバーした場合だっちな。1億500万円の補助金をオーバーした場合はどうなるの。公社なのか町で出すのか。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） 大変申しわけございません。事業費がかさむとかオーバーするとかということではなくて、予算の積算上、関係課長とも、またそれに携わるコンサルともきちんと現場を確認しながら大枠としての予算を見積もったところでございますので、オーバーするということは現時点では考えられないと思っております。

議長（石川良彦君） あとは……公社の債務残高についてですね。このことについては町長にお尋ねでした。答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 私が公社の関係者に笑顔で答えたのではないかという御意見のようでしたが……笑顔どころか大変強い口調で申し上げたかもしれません。とにかく約1億8,000万円ほどの町からの借金をどう返済するのかということが、今後の地域振興公社の将来に大きな影響があるということで、本来ならば大枚な、今回1億500万円ほどの予算を投じてやらなければならないというこの運命も、公社としてはまず大変な思いでこの事業を進めていかなければなりません。町としてもいかにしてフォローしながら、先ほども申し上げましたが、このリニューアルオープンをすることが目的ではございませんので、大郷町の未来、今抱えている問題を解決するための一つでも、少しでも本町の未来に道が開けるような、そのような地域振興公社のこの事業をお願いしなければなりません。同じ株主である農協も商工会もこの事業に関しては本当に真剣に取り組まなければならないというその思いが私にも感じられました。多分この事業が、私は町としても最後の公社に対する事業要請だと思えます。これでどうにもならなければ、第三の道も考えなければならないということ私なりに決意もございします。今計画されている事業をことしの10月、リニューアルオープンして、今後どういうふうに本町の人の流れが変わっていくのかを見定めながら、次なる手を打たなければならないということも、公社の今社長を受けている赤間社長も理解をしているところではございますが、もう一つ、人材が不足している企画力のある人材を1人加えなければならないということを近々この議会が終わりましたら井ヶ田のほうとも打ち合わせしなければならないという考えであります。できれば井ヶ田の人材の1人も登用してもらおうか、そうでなければ我々独自でその任務に適任者を連れてくるか、いずれにしてもそれなりの能力のある人間をハンティングしてこななければならないなという考えでございしますので、そういうことをまず安定させて、次なる町の再建、債権者の皆さんも一緒に考えながら公社に債務の弁済を願っていかなければならないというふうに考えます。

まず今抱えているこの事業を優先にして、それから次の段階に入りたいということをご皆さんにお示し申し上げて、御協力をいただきたいと思えます。

議長（石川良彦君） 再度、この事業の収支計画、事業計画について示すべきではないかということの質問があったんですが、企画財政課長から大丈夫ですか。具体的に示すべきではないかという話なんですが。大体。町長でいいですか。では答弁願います。町長。

町長（田中 学君） すみません。わかりました。では、端的に。今の内容では、実は公社としての役割は果たしておりません。ですから、果たせるような環境づくりも今やろうとしているところでございますので、これをもう少し時間をいただいて、すぐその効果を出せということは大変むごいことでございますので、我々も出資した限り、その効果が出るようにいろんな形で指導してまいります。

議会のほうの公社特別委員会なるものがあるそうですが、私は一回もお会いしたことがございませんが、そのうち公社調査特別委員会という委員会の皆さんとも、町としても公社も一緒になって検討してまいりたいと思いますので、どうか議会のほうの皆さんの組織も動いていただきたいなと思います。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君） お答えします。

認定こども園の建物の無償譲渡または無償貸し付けという部分でも無償譲渡はないんじゃないかというお話でございますが、園舎ができてから15年経過しております。それで、移行方針にも示させていただいておりますが、運営法人が決まりましたら現物の建物を確認していただいて、今後どのような整備方針にしていくかという部分を検討することにはなっておりますが、民設民営になれば、改修工事につきましても国の補助金が2分の1出まして、財政的な部分では町の負担は少なくなることが想定されます。仮にそのまま町が無償譲渡ということで、建物のほうを今後町で面倒見るよとなれば、民間移管後についても町の負担は伴ってくると。そういう部分も含めて、今後建物の譲渡または無償貸し付けについては、議会にも経過について説明しながら、最終的には議会の議決をいただくということにもなろうと思いますので、今後、情報提供というか、その部分については詰めさせていただければなと思っております。

公私連携をなぜ外したのかという部分につきましては、そもそも公私連携をつけた経緯につきましては、先ほどもお話しさせていただいたとおり、今後の民間の認定こども園の運営に対して町が一定のかかわりを持つことで、教育の質を落とさない。より以上の認定こども園の運営をしていただきたいという部分で、認定こども園法34条に基づく公私連携、幼保連携型認定こども園という部分で考えさせていただいて、進めてきたわけでございます。その事務処理について県と詰める中で、公私連携ですと申請書、今後認定こども園の申請書の事務手続があるんですが、それを県にかわって町が行っていかなければならないという部分もござ

います。あと先ほど言った教育の質を一定程度保つ部分については、先ほど申したとおり運営法人と協定書を結ぶ形になるんですが、それが協定書ではなく覚書、どういう形になるかは今後の進め方だと思うんですが、そういう部分の事務処理、今後の事務処理、あとは教育の部分が担保できるということであれば、公私連携の部分にこだわらずに進めていったほうが、平成32年4月の開校に向けてスムーズな事務処理ができるという部分を考慮しまして、今回公私連携という部分を外した形で進めていきたいなと思っているところでございます。

それで、今回の認定こども園の選定委員会のメンバーにつきましては、先ほど言ったとおり保護者の方は具体的には入ってはいないんですが、先ほども申したとおり一定の基準を設けた形で書類審査、あとは法人面接等を実施する中で業者を選定していきたいと思っておりますし、運営法人が決定後については保護者、町、運営法人との協議の中で運営について詳しく詰めていきたいと思っているところでございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今の協定書にするか覚書にするかという、覚書は何か書類を見ますと契約書とも大体同じようだが、協定書になってくると若干落ちるのではないかなということ、最低でもやっぱり覚書か契約書にして、公の関与が十分になされるような対応をすべきだと思うんですが、何か聞くところによると、教育長がいろいろその辺のいわゆる公を取った場合であっても町からというか、町の教育委員会からも直接的に派遣するなり、あるいは人的な関与も考えているということをお聞きしているんですが、その辺については、今の段階での案で結構ですので、もし考えがありましたらお聞きしたいと思います。

それから、先ほど町の補助金の実施要綱をちょっと見ているんですが、多分これは町全体のもので、今回の公社とのやりくりについては、さらに契約については具体的な内容が網羅されているものになろうかと思うんですが、ただ、一番基本となる町の補助金の交付規則を見ますと、あくまで補助金というのは事業が完了した段階で出すと。そうした場合に、今概算で払うという言葉もあったんですが、そういうことというのはこの補助金の交付規則からして逸脱していくのではないかと、そこを私は心配したんです。大事なことは、いわゆる公社には金がない、業者がそういうことも捉えて、とても公社の仕事では金のやりくりがつかないから入らないということで、もしかしたら入札も補助金ぎりぎり1億500万

円ぐらいの金額になるのではないかなという心配も出てくるわけですが、その辺の町の補助金の交付規則に則った場合に概算払いができるのかどうか、どういうところから可能なのか、それをちょっと最後の答弁でお願いしたいと思います。

それから認定こども園の話なんですけど、いわゆる、戻るんですけど、要は協定書……ちょっと静かにしてけねか、ちょっと私質問しているから。

議長（石川良彦君） 10番議員、静粛にお願いします。続けてください。

12番（千葉勇治君） 認定こども園の中で、今公にするのを外したということについては一応前よりは進んだ答弁があったんですが、それにつけても不安だなと思う。その中ではっきり見えたのが、今回、町がやるようになると県にかわって町がやらなければならないということで、民間の委託となることによって町は何ら手がかからなくなるということで理解しているんですか。ちょっとその辺、私の理解不足で。そういう点で、あるいは仕事から幾らか離れるために、今回の公を取って民間に丸投げ、民間に全面的に委託するという形になったのかなとふと感じましたので、その辺についてお聞きしておきたいんですが。

やっぱり選定委員については、もちろんその道のベテランの方々だからといわれれば我々何もないんですが、ただ、今回は本当に将来の大郷町の子供たちの将来がここで変わるわけですから、今までと違ってですよ、全て町が今までは幼稚園の教育、町がリーダーシップをとってやっていたものが、個人の経営のあれになるわけですから、そういう点では安易な気持ちでこれをやられたのでは大変困るとというのが父兄の声ではないかと私なりに想像するんですが、直接余り聞いていないのでね、その辺については十二分に対応できると理解しているんですか。教育長からこの辺について、課長ではなく、やっぱり教育長、ひとつ全体の中での考え方を述べていただきたいと思います。

以上、数点についてお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。教育長。

教育長（鹿野 毅君） お答えします。

最初の件なんですけど、町が指導、そして監督できるのかということなんですけど、覚書の中にそれをきちんと明記できるということを確認しております。ですから、覚書の中に、ないしは協定書の中にそれをきちんと明記してそのとおり実行したいと思っているところです。

それから選定委員につきましては、選定委員はこのとおりなんですけど、これ以前に保護者の意見とか、それからいろんな学識経験者の意見、そ

して先進地の視察によってそこの行政の人たちの意見、それから事業者の意見、そういったことを総合的にまとめて、この中で審議をしながら進めていきたいと思っていますところです。

それから先ほど議会の情報云々ということがございましたが、前回教育長であったときには、教育民生常任委員の人たちと連携を密にするように常に連絡をとりあえるような形をつくっていただきました。議会に限らず、こちらがお願いしたときにはそのメンバーに集まっていたいで情報交換するということがありましたので、できれば今後もそのようにして情報交換を密にしてやっていただければありがたいと思っていますところです。よろしくお願ひいたします。以上です。

議長（石川良彦君） 公私を外れることによって町の関与というか、町から離れるかということなんだけど。では、課長からですか。学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君） お答えします。

認定こども園の申請事務については、県が許認可を出すことになっております。運営法人が決まりましたら、認定法人の設置に伴う書類の作成については運営法人が作成して県に出すわけなんですけど、公私連携、幼保連携型認定こども園のケースですと、その運営法人が出した書類について、県にかわって町が審査をしなければならないという事務が発生するようでございます。そういう部分で、今回の平成32年4月の開園をスムーズに進める上では、教育の安定の部分には法人との連携協定ではなくて覚書等で担保することによって、公私連携を外した形で、書類の審査については県がスムーズに書類審査をしていただけることで、開園に向けてスムーズな事務処理ができるという部分を考慮して、そのように検討したところでございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願ひます。企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） 先ほどの補助金の概算払いの件でございまして、補助金交付規則第9条第2項によりまして、補助金を概算払いすることができるとされておりますので、そちらを対応したいと思っております。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。9番高橋重信議員。

9番（高橋重信君） 12ページの物産館費なんですけど、入札関係で、要は疑問がある、あるいは透明性を持ってほしいというのが、震災後、疑問の残るような議案の提案があったと。例えば山中希望ヶ丘線、これが何のためにと、ここでそういう疑問を持つ人もいると、また私もそのように思ってきました。それから放射光施設、これが大郷のこれだけの小さな財政である町で誘致できるのかと。この辺もやっぱり1,500万円の予算を

つけていろいろやったわけなんですけど……。

議長（石川良彦君） この予算に係る質疑に努めてください。

9番（高橋重信君） いや、それから希望ヶ丘、これも大変な思いのやつ、これをしてきているがために、いろんな質問の中で、町でしっかりとした指導をとることができないのかなということの質問かなと考えております。

それから、要はこのお茶の井ヶ田さんですね。要は10月にオープンすると。これは業務提携を結んで、また町内の、町民の人、あるいは新聞紙上でいろんな……黙ってろ、少し。やっているわけですが、これが新聞紙上にも載ったものが、仮にちょっとまだ説明が不足だから伸ばしてくれとか、こんなみつももない行政、あるいは議会、こんなの議会でも責任をとれるのかと。高崎団地でさえ町民が責任をとるべきではないかと、こういう形の声が出ております。これはとてもじゃないけど責任をとれない。これは何としても、町長がいうようにこの井ヶ田さんとの業務提携、すんなり進めていかなければいけない。議員がもしわからないのであれば、一カ月ぐらい来いと、いろんな説明を教えるからと、それでやらなければいけないんですよ。民間企業であれば期日を結んだらね、それに……。

議長（石川良彦君） 質問に移ってください。

9番（高橋重信君） いや、はい。いいから黙ってろ、周りは。

議長（石川良彦君） 周りは静粛にしてください。質問を続けてください。

9番（高橋重信君） それだけこの事業は大郷の町に大切なんですよ。これが流れて、あるいはそんな町と業務提携なんか破棄しろとなった場合に、議会でも責任をとれるのかと。とれないからこんなの。やっぱりね、ちょっと……。

議長（石川良彦君） 議会の話ではなく執行部に質疑をお願いします。

9番（高橋重信君） 町長、そういう形でこれは進めていただきたいとこのように考えております。もし何だかんだ言うんだったらもっと来てくれと、一週間でも10日でも一カ月でも説明してやるからと、そのぐらいの意気込みが必要です。その辺、町長。そのぐらいね。（「わからない、延期しろと……」の声あり）

議長（石川良彦君） 質問をちょっとまとめて……。

9番（高橋重信君） 余りにもわけのわからないような言葉で言っているから私が今こうやっている。この事業は……。

議長（石川良彦君） 質疑の時間ですから。

9 番（高橋重信君） 議会の中だけじゃないんだよ、これは。

議長（石川良彦君） 質疑の時間ですから、9 番議員。

町長、端的にお願いします。町長。

町長（田中 学君） 皆さんから不信感のないような内容でこれはやらなければならぬ事業でありますので、御理解・御協力をいただきますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第45号 平成30年度大郷町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 閉会中の所管事務調査

議長（石川良彦君） 日程第7、閉会中の所管事務調査を議題といたします。

各委員長から、所管事務のうち、会議規則第70条の規定により、お手元に配付した所管事務調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（石川良彦君） 以上をもちまして、本定例会に付議された事件の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成30年第2回大郷町議会定例会を閉会といたします。
皆さん、大変御苦労さまでございました。

午 後 4 時 0 1 分 閉 会

上記の会議の経過は、事務局長 遠藤龍太郎の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員